双丛 狮	+ =	金香品	受領データ貼付	同体		
受付順 No	意見 対象	条番号 ガイド ページ	ご意見	具体的提案	理由	回答 (回答に記載の参照箇所は2020/12/21回答公表時点の記載箇所)
1	2. 取引規程別冊(三次調整力①)	説明会 資料	需給調整市場検討小委員会において、「三次①については2022年度より電源 I・1相当の量を年間で広域調達し設備を確保。実需給断面では、週間で△kW を広域的に市場で取引することによりエリア間の電源差替えを行う。2024年 度以降は、需給調整市場によりよWを週間で広域調達。」と整理(第6回需給 調整市場検討小委員会 資料3)されていることから、2022・2023年度における三次①は週間だけでなく年間でも広域調達されるものがあると理解してい ますが、今回の取引規程(案)では「年間」での広域調達に関する規定がな されておらず、調達方法が不明確であることから、具体的にどのように調達 する予定なのか電源Ⅰ-b公募との関係性を含めご教示願います。	_	_	三次調整力①について、2022~2023年度は、電源I-bの広域的な公募調達により、年間を通して、必要な調整力を供出可能なリソースを確保する予定です。実需給に向けては、AkWを参助可能な状態で確保するために、週間で実需給時に調整力を供出できる状態にあるAkWを広域的に市場で取引することになります。電源I-bの広域的な公募調達方法、電源I-b調達した電源の市場への入札ルール等は、今後、検討される予定です。
2	1. 取引規程本則		11p「取引規程案の項目」 取引会員資格は本則に述べられているため、 三次調整力②で既に取引会員となった事業者は 三次調整力①の開設に伴う改めての手続は不要という解釈でよいか?	-	_	ご認識のとおりです。 取引会員資格は商品区分ごとに付与されるものではなく、需給調整市場に参入するため の共通した資格になります。 ご質問のとおり、三次調整力②参入時に既に取引会員資格を取得している場合、三次 調整力①参入時に改めての取引会員資格取得の為の手続きは必要ありません。 取引会員資格を取得した事業者は三次調整力①に参入する場合、事前審査の申込手続き へお進みください。(オンライン工事が未施工の場合、工事申込手続きへお進みくださ
3	5. 取引ガイド (三次①)	説明会 資料	41p「事前審査における実働試験の省略」 三次調整力②と三次調整力①の合計値の範囲内で入札可能となっているが (実働試験を省略せず)書類による性能確認を個別に実施し、 それぞれの入札上限値を確保しておくことは可能か?	-	-	性能確認を商品区分ごとに実施することで、商品区分ごとの供出可能量(入札量上限)を登録いただくことができます。なお、発電機で複数商品に入札する場合は、三次調整力②で登録された供出可能量から 三次調整力①の約定量を差し引いた量まで入札できます。例えば、15分間で3,000kW、45分間で9,000kWの応動が可能なリソースでは、性能確認の結果、三次調整力①3,000kW、三次調整力②9,000kWの供出可能量が登録できる場合があり、三次調整力①で3,000kW約定している時は、三次調整力②で残りの6,000kWを入札することができます。
4	5. 取引ガイド (三次①)		81p「4-5アセスメント」 同一提供期間での三次調整力①②の約定時に、三次②に対しても 三次①の評価に従った判定を行う点について、具体的に挙げるとすれば、 1分毎で許容範囲を確認される点と、許容範囲の対象を15分応動幅とする 点の 2つを意味するのか?	_	_	三次調整力①②を同時約定した場合は、三次調整力①の指令に応動する能力を持っていることを前提に、三次調整力②に落札された△kWであっても三次調整力①の指令に基づき、三次調整力①のアセスメントⅡを実施します。 複数商品に約定した場合、評価は許容範囲内であることを1分ごとに確認することとし、計測点30点のうち27点以上が許容範囲内である場合に要件適合となります。また、許容範囲については説明会資料83~84スライドに記載のとおり、簡易指令システムで接続の場合は、一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間を「指令値変更に伴い応動している時間」を行金変更に伴い応動している時間」を形成します。 専用線オンライン接続の場合は、各エリアのEDC仕様に基づき「指令値変更に伴い応動している時間」を設定し、許容範囲を算出いたします。
5	5. 取引ガイド (三次①)	经 本月	90p「4-5アセスメント」 上段の文章では、AkWの要件を超えて指令を行った時間を含む場合は アセスメントIIの対象外とされている一方、 下段の図中では要件を超えた余力活用の範囲においても 追従を確認する旨になっており不可解であるため、解説いただけないか?	_	_	電源 II 契約等を締結しているリソースについては余力を活用する指令に対しても指令値まで追従していただく必要がございます。需給調整市場でΔ k W を約定している際にはΔ k W 約定量の上限/下限までは指令に追従して調整していることを確認するためのアセスメント II を実施いたします。 (第17回需給調整市場検討小委員会の議事録参照)また、説明会資料90スライドにて誤植がございましたので、取引ガイドを修正いたします。
6	5. 取引ガイド (三次①)	資料	97p 「4-6ペナルティ」 アセスメント II 要件不適合時に以下の記載があるが、該当するリソースが取引停止という認識なのか、 それとも、取引会員として取引停止なのか。 「同一商品に対する不適合回数(提供期間単位で積算)が、1歴月内で、同一の発電機または 需要家リスト・パターンにおいて3回以上となった場合、当該発電機または当該リソースを含む。 需要家リスト・パターンを用いた当該商品の新規の取引を停止」	-	-	アセスメントIIの要件不適合回数(提供期間単位で積算)が1歴月内で、同一の発電機または需要家リスト・パターンにおいて同一商品に対するアセスメント不適合が3回以上となった場合、該当する発電機または該当するリソースを含む需要家リスト・パターンについて、不適合となった商品区分の新規の取引を停止いたします。
7	5. 取引ガイド (三次①)	説明会 資料	100p「4-7精算」 Δ kWの入札価格や調整力単価には、収入割相当額は織り込まないと理解。 一方で、取引ガイド:159p「2-11精算」での約定料金の列では事業税考慮となっている。 ここでの約定料金は入札価格ではなく、精算金額に相当すると考えてよいか? (入札価格は、事業税の計算等はなくシンプルに織り込まない趣旨か?)	_	_	取引ガイド(三次調整力①) 「2-11精算 d. 事業税の取扱い」に記載の約定料金は入札価格ではなく、精算金額に相当するものになります。なお、表内記載の事業税考慮は、各料金項目に対して、精算時に収入割相当額または事業税相当額を加算するか否かを表したものになります。 また、ご認識のとおり、事業税相当額に収入割相当額を含む取引会員については、入札時および調整単価登録時に収入割相当額を控除した金額で登録していただきます。
8	6. 取引ガイド (三次②)	66スラ イド	簡易指令システムより10-18時まで5MWのDR指令があったことを前提とします。 す。 そのDR指令後に、14-15時まで3MWのDR指令がきた場合、15-18時の指令は0 と認識すればよいのでしょうか。 (約定プロックの45分前に指令がないので指令値を0と考えました) それとも、最初に指令のあった5MWのDR指令が有効となり、15-18時は5MWと 認識すればよいのでしょうか。	_	-	取引規程別冊(三次調整力②)第35条(調整の実施の原則)1項(2)に記載のとおり、簡易指令システムで指令値を変更する場合、対象30分コマから提供期間の終了時刻までの指令を実施いたします。 ご指摘にあるような約定ブロック内の中途で終了するような指令を実施することはないため、その後の指令値の変更がない限り、提供期間の終了時刻まで最新の指令値に応動し続けていただく必要があります。 たとえば、9~12時、12時~15時および15時~18時の商品ブロックについて連続約定しており、10時~18時の間で5MWの指令を実施していたところ、14時から18時の間で5MWに指令値を変更する場合、それぞれの時間帯に対する指令値は以下の通りです。
9	2.取引規程別冊(三次調整力①)	35条	三次①と三次②の商品区分を跨いで連続約定した場合には、簡易指令システムでの指令はどのようになされるのか。	_	_	商品区分を跨いで連続約定した場合は、商品区分ごとに区切って指令を出します。ただし、同一の系統コードのリソースにおいて、三次調整力①で約定している商品プロックの前の提供期間に三次調整力②で約定している場合、三次調整力①約定ブロックの開始時刻1分前までに、三次調整力①約定ブロックの開始時刻を到達時刻とする指令を出します。 ご指摘を踏まえ、取引規程および取引ガイドを修正いたします。
10	2.取引規程別冊(三次調整力①)	39条 (1)口 (口)	理由への記載内容を踏まえ、原案を修正案の通り修正いただきたい。 (原 案) 上式の電源 I 契約等契約電力は、電源 I 周波数調整力契約および~(中略)」	(修正案) 上式の電源 I 契約等契 約電力は、電源 I 周別 数調整力契約、電源 I 需給バランス調整力 約および~(中略)」	記載漏れ	ご指摘を踏まえ、取引規程を修正いたします。また、電源 I 契約等契約電力の定義の 修正に伴い、アセスメント I の供出可能量の算出式についても併せて修正いたします。 広域的な公募調達方法、電源 I 需給パランス調整力契約した電源の市場への入札ルール 等は、今後検討され、本規定を修正することがあります。
11	2.取引規程別冊(三次調整力①)	39条 (3)	専用線オンライン接続の発電機において、常時のEDC制御下においても、変化速度の遅い低出力帯等ではEDC演算周期を超える指令を受ける場合もある。その際のアセスメントIIにおける許容範囲の算定はどのように行われるのか。	_	_	変化速度の遅い低出力帯等において、取引規程の別表に定めるEDC演算周期を超える指令を行う場合は、需給調整市場システムへデータ登録されたEDC変化速度で応動したときに送信された指令値に到達するまでの時間を目標時刻として指令を行い、当該目標時刻までの時間を「指令値変更に伴い応動している時間」として許容範囲を算定いたします。 ご指摘を踏まえ、取引規程および取引ガイドを修正いたします。
12	2. 取引規程別 冊 (三次調整 力①)		確認 三次①三次②が連続約定した場合には、許容範囲はどの様に算定されるのか。	_	_	アセスメントIIは、約定した商品(複数商品に約定している場合は、高速の商品)の商品要件にもとづいて出される指令に対し、リソースの応動が追従しているかを確認するものです。そのため、同一の系統コードのリソースで三次調整力①・三次調整力②に連続約定した場合においても、それぞれの商品要件にもとづき許容範囲を算定いたします。ただし、三次調整力①に約定している提供期間の前の提供期間において、三次調整力②に約定し指令を受けていた場合、三次調整力①約定プロック開始時間を到達時刻とする指令値変更が三次調整力①約定プロックの開始時間15分前までに出され、変更前指令値と変更後指令値の差が三次調整力①約定プロックの開始時間15分前までに出され、変更前指令値と変更後指令値の差が三次調整力①約定置を超えている場合、「指令値変更に伴い応動している時間」は45分間とし、許容範囲を拡張いたします。ご指摘を踏まえ、取引規程および取引ガイドを修正いたします。

受付順 No	意見対象	条番号ガイド	受領データ貼付ご意見	具体的提案	理由	回答 (回答に記載の参照箇所は2020/12/21回答公表時点の記載箇所)
13	2. 取引規程別冊(三次調整力)	39条 (5)	理由への記載内容を踏まえ、原案を修正案の通り修正いただきたい。 (原 案) (中略) 当該30分コマのアセスメントIIが不適合となった場合で、その不適 合が、大規模電源脱落等による周波数の変動に伴い、GF運転機能によるリ ソースの応動が除去しきれなかったために生じたと考えられるときは、取引 会員は属地エリアの一般送配電事業者にその旨を申し出て協議を行うことと し、属地エリアの一般送配電事業者が、各計測点における許容範囲の逸脱の 要因をGF運転機能による応動の影響の残余によるものと認めたときは、当 該計測点につい許容範囲内として扱う。	でで、模波ドーれたリ者る因るよいの適合の源のでは、いたとの、 を中略セとなる法に、では、よいる去に、原本の、容句のので、では、よいる方に、は、ないので、では、ないので、では、ないので、では、ないので、では、ないので、では、ないので、では、ないので、では、ないので、では、ないので、では、ないので、では、ないので、では、ないので、では、ないので、では、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので、ないので	不適合が大規模電源脱落等による周波 数の変動に伴うものか否かを取引会員 が判断することは困難と思われること から、属地エリアの一般送配電事業者 にて判定をお願いしたい。	以下の理由により、取引会員に判定いただくこととする為、記載については修正いたしません。 GF運転機能が有るリソースについては、属地エリアの一般送配電事業者は、第18回需 給調整市場検討小委員会資料?で決定した手法を用い、GF成分の除去をシステム的に行 います。ただし大規模電源脱落などの場合、アセスメントII不適合の要因がGF運転機 能の応動であることをシステムで正しく断定することは、技術的に困難なため、一般送 配電事業者では判定不可となります。現時点では、その応動を取引会員でご確認いただ く必要があるため、取引会員からの申し出を必要とさせていただきます。 今後の検討に伴い、GF成分の切り分けが可能と整理されれば、一般送配電事業者で 判定することも検討させていただきます。
14	2. 取引規程別冊(三次調整カ①)	39条 (6)	理由への記載内容を踏まえ、原案を修正案の通り修正いただきたい。 (原 案) (原 案) (中略)不整合が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の 計測誤差または託送供給の用に供する計量器の異常等にもとづくものと属地 エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り(中略)	(修修下文学) (中野な) (中	取引会員が用いる計量器の異常等にも とづく不整合についても、属地エリア の一般送配電事業者が認めるときに は、供出電力の再算定を行って頂きた い。	取引会員が用いる計量器の異常にもとづく不整合についても、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合に供出電力の再算定を行う形に規定を変更いたします。なお、実績データの送信漏れや通信異常時の補完漏れにもとづく不整合等について、取引会員の用いる計量器の異常であるとの申し出をいただいた場合、計量器の異常を証する書類の提出(メーカーによる修理関連書類等)を求める場合があります。
15	2. 取引規程別 冊 (三次調整 カ①)	39条 (6)	「(中略) 属地エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントIIに用いる実績の代用データの提出を求め、あらためて供出電力(1分)を定める。」とあるが、属地エリアの一般送配電事業者が認めなかった場合の扱いはどうなるのか。取引ガイド(三次調整力①)P.21には、「属地TSDが認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントIIに用いる実績の代用データの提出を求めることとし、その他の場合は、アセスメン市ごにとって多の指置を実施します。」とあるが、取引ガイド(三次調整力①)に記載の扱いとなるのであれば、取引規程別冊(三次調整力①)にもその旨記載して頂きたい。	_	-	アセスメント II に用いる実績データの欠損時は、取引ガイド(三次調整力②)「1-2リソース等が満たすべき要件 c. 通信設備に関する要件(5/8)」に記載のとおり、原則取引会員でデータを補完のうえ、属地エリアの一般送配電事業者にデータを送信していただきます。データが欠測したまま送信されていた場合、属地エリアの一般送配電事業者はアセスメント II に用いる実績の代用データの提出を求め、再提出されなかった場合はいただいているデータでアセスメント II を実施いたします。また、第18回需給調整市場検討小委員会資料31に記載のとおり、提出いただいたたいたデータでアセスメント II を実施いたします。また、第18回需給調整市場検討小委員会資料31に記載のとおり、提出いただいた実績と属地エリアの一般送配電事業者の保持書器の電力量を比較し、一定の関値を超えてかい離が生じていないか確認させていただき、仮に提出データの妥当性が確認できなかった場合は、アセスメント不適合とする等の措置を実施いたします。なお、一定の関値については、需給調整市場運開時には取引会員から提出いただく計測値とのかい離が実績電力量の10%程度として確認させていただきます。ご指摘を踏まえ、取引規程および取引ガイドを修正いたします。
16	3.取引規程別冊(三次調整力2)	26条	三次①と三次②の商品区分を跨いで連続約定した場合には、簡易指令システムでの指令はどのようになされるのか。	-	-	商品区分を跨いで連続約定した場合は、商品区分ごとに区切って指令を出します。ただし、同一の系統コードのリソースにおいて、三次調整力①で約定している商品プロックの前の提供期間に三次調整力②で約定している場合、三次調整力①約定ブロックの開始時刻15分前までに、三次調整力①約定ブロックの開始時刻を到達時刻とする指令を出します。 ご指摘を踏まえ、取引規程および取引ガイドを修正いたします。
17	3. 取引規程別冊(三次調整力②)	39条 (4)	理由への記載内容を踏まえ、原案を修正案の通り修正いただきたい。 (原 案) (中略)不整合が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の 計測誤差または託送供給の用に供する計量器の異常等にもとづくものと属地 エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り(中略)	(修正な) (修正な) を計算を を計算を を計算を を計算を を計算を を計算を を計算を を計算を を計算を を引きまたするとの を引きまたするとの を引きまたするとの を引きまたするとの を記さまたない を記さまない を記さまない を記さまない を記さまない を記さまない を記さまない を記さまない を記さまなない を記さまなない を記さまなない を記さまななない を記さまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	の一般送配電事業者が認めるときに	取引会員が用いる計量器の異常にもとづく不整合についても、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合に供出電力の再算定を行う形に規定を変更いたします。なお、実績データの送信漏れや通信異常時の補完漏れにもとづく不整合等について、取引会員の用いる計量器の異常であるとの申し出をいただいた場合、計量器の異常を証する書類の提出(メーカーによる修理関連書類等)を求める場合があります。
18	3. 取引規程別冊(三次調整力②)	39条 (4)	「(中略)属地エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントIIに用いる実績の代用データの提出を求め、あらためて供出電力(30分)を定める。」とあるが、属地エリアの一般送配電事業者が認めなかった場合の扱いはどうなるのか。取引ガイド(三次調整力②)P. 21には、「属地TSDが認めるときに限り、取引会員に対し、アセスメントIIに用いる実績の代用データの提出を取り、取引会員に対し、アセスメントIIに用いる実績の代用データの提出を求めることとし、その他の場合は、アセスメント不適の批判を変施します。」とあるが、取引ガイド(三次調整力②)に記載の扱いとなるのであれば、取引規程別冊(三次調整力②)にもその旨記載して頂きたい。	_	-	アセスメントIIに用いる実績データの欠損時は、取引ガイド(三次調整力②)「1-2リソース等が満たすべき要件 c. 通信設備に関する要件 (5/8)」に記載のとおり、原則取引会員でデータを補完のうえ、属地エリアの一般送配電事業者にデータを送信していただきます。データが欠測したまま送信されていた場合、属地エリアの一般送配電事業者はアセスメントIIに用いる実績の代用データの提出を求め、再提出されなかった場合はいただいているデータでアセスメントII を実施いたします。また、第18回需給調整市場検討小委員会資料3に記載のとおり、提出いただいたたいたデータでアセスメントII を実施いたします。また、第18回需給調整市場検討小委員会資料3に記載のとおり、提出いただいた実績と属地エリアの一般送配電事業者の保持する計量器の電力量を比較し、一定の関値を超えてかい離が生じていないか確認させていただき、仮に提出データの妥当性が確認できなかった場合は、アセスメント不適合とする等の措置を実施いたします。なお、一定の関値については、需給調整市場頭時には取れただきます。ご指摘を踏まえ、取引規程および取引ガイドを修正いたします。
19	5. 取引ガイド (三次①)		「※2 当該リソースにおいて評価対象約定分のΔkW約定単価よりΔkW約定単価が安い約定分および評価対象の約定分とΔkW約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分の約定量合計」とあるが、ΔkW約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分のイメージを取引ガイド上で解説願いたい。	-	-	ご指摘を踏まえ、取引ガイドを修正いたします。
20			三次①十三次②の入札パターンの場合、取引会員が合計で3,000kWを超えていないかは、需給調整市場システム側で確認するという認識でよいか(もし、入札値が3,000kWを超えてしまう場合は、例えば需給調整市場システムからエラーを出すようにしていただきたい。)	-	-	アセスメント不適合の未然防止の支援機能として、三次調整力①市場で約定した電源等を三次調整力②市場でも入札する場合、需給調整市場システム側で三次調整力①約定量を差し引いた供出可能量以内で入札されるようにシステムチェック機能を設ける予定です。 三次調整力①約定量を除いた供出可能量を超えた入札量で三次調整力②で入札する場合、登録を受け付けない仕様とする予定です。 システムチェックに用いる式については下記のとおりとなります。 三次調整力②売入札量の総和≦三次調整力②供出可能量一三次調整力①約定量の総和
21	5. 取引ガイド (三次①)	92スラ イド	需給調整市場に関する契約について、三次調整力②への参入にあたり締結済の場合、三次調整力①の参入にあたり再度締結する必要はないという認識でよいか。	-	-	ご認識のとおりです。 需給調整市場に関する契約は属地エリアの一般送配電事業者と取引会員との間で一つ締 結すれば良く、商品区分ごとでの契約締結は不要です。
22	5. 取引ガイド (三次①)	136ス ライド	理由への記載内容を踏まえ、原案を修正案の通り修正いただきたい。 (原 案) (中略)不整合が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の 計測誤差または託送供給の用に供する計量器の異常等にもとづくものと属地 エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り(中略)	(修正案) 整合音が取取引とる、整合音が取扱された。 を合うが登場する。 不いる計量は一次の用に供きを引取引きる。 を表示している。 を表示している。 を表示している。 を表示している。 を表示して、 を表、 を表示して、 を表、 を表、 を表、 を、	の一般送配電事業者が認めるときに	取引会員が用いる計量器の異常にもとづく不整合についても、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合に供出電力の再算定を行う形に規定を変更いたします。なお、実績データの送信漏れや通信異常時の補完漏れにもとづく不整合等について、取引会員の用いる計量器の異常を配する書類の提出(メーカーによる修理関連書類等)を求める場合があります。

			受領データ貼付			
受付順 No	意見対象	条番号 ガイド ページ	二意見	具体的提案	理由	回答 (回答に記載の参照箇所は2020/12/21回答公表時点の記載箇所)
23	5. 取引ガイド (三次①)		理由への記載内容を踏まえ、原案を修正案の通り修正いただきたい。 (原 案) 取引停止となったリソースを用いた需要家リスト・パターンでの取引を再開 させる~	(修正案) 取引停止となったリ ソースを用いた発電機 または需要家リスト・ パターンでの取引を再 開させる~	記載漏れ(取引規程本則の記載ぶりを 参照)	取引規程本則第41条(アセスメント要件不適合時の対応)2項(2)に記載のとおり、発電機についても同様に実働試験を実施し、市場運営者が、その条件を満たすと判断しない限り取引を再開できません。 ご指摘を踏まえ、取引ガイド(三次調整力①)に反映いたします。
24	5. 取引ガイド (三次①)	165- 168ス ライド	P. 164に図の右側にある、※の注釈について、P. 165~168にも記載が必要なものと思料。	-	-	取引ガイド(三次調整力①)「2-11精算 f. 試算例(3')」に記載の「※本来は供出電力(1分)を用いてアセスIIを実施し、30分電力量を用いてkWh精算を実施しますが、本スライドより記載を簡略化しております。」については当該スライドページ以降を指した記載としておりましたが、ご指摘を踏まえ、明確化のために取引ガイド(三次調整力①)に反映いたします。
25	6. 取引ガイド (三次②)	19スラ イド	理由への記載内容を踏まえ、原案を修正案の通り修正いただきたい。 (原 案)※1 次調整力②の(以下略)	(修正案)※1 三次調整力②の(以下略)	誤植	ご指摘を踏まえ、取引ガイド(三次調整力②)に反映いたします。
26	6. 取引ガイド (三次②)	51スラ イド	確認項目に追加された内容に対する性能データに関わる提出資料は、電源 II 契約等の契約書の写しをもって代替可能という認識でよいか。	-	-	取引規程別冊(三次調整力②)第23条(性能データに関わる提出資料)1項(4)イに記載のとおり、電源II契約等がある場合は、契約書の写しをもって代替可能となります。電源II契約等がない場合は、取引規程別冊(三次調整力②)第23条(4)イまたは口に記載の内容が確認できる資料のご提出をお願い致します。
27	6. 取引ガイド (三次②)		三次①十三次②の入札パターンの場合、取引会員が合計で3,000kWを超えていないかは、需給調整市場システム側で確認するという認識でよいか(もし、入札値が3,000kWを超えてしまう場合は、例えば需給調整市場システムからエラーを出すようにしていただきたい。)	-	-	アセスメント不適合の未然防止の支援機能として、三次調整力①市場で約定した電源等を三次調整力②市場でも入札する場合、需給調整市場システム側で三次調整力①約定量を差し引いた供出可能量以内で入札されるようにシステムチェック機能を設ける予定です。 三次調整力①約定量を除いた供出可能量を超えた入札量で三次調整力②で入札する場合、登録を受け付けない仕様とする予定です。 システムチェックに用いる式については下記のとおりとなります。 三次調整力②売入札量の総和≦三次調整力②供出可能量一三次調整力①約定量の総和
28	6. 取引ガイド (三次②)		理由への記載内容を踏まえ、原案を修正案の通り修正いただきたい。 (原 案)(中略)「アセスメントⅡ」に分けて実施します。	(修正案)(中略) 「アセスメントⅡ」に 分けて実施します。※	記載漏れ(取引ガイド(三次調整力 ①)では記載あり)	ご指摘を踏まえ、取引ガイド(三次調整力②)に反映いたします。
29	6. 取引ガイド (三次②)	ライド	「※2 当該リソースにおいて評価対象約定分のΔkW約定単価よりΔkW約定単価が安い約定分および評価対象の約定分とΔkW約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分の約定量合計」とあるが、ΔkW約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分のイメージを取引ガイド上で解説願いたい。	-	-	ご指摘を踏まえ、取引ガイドを修正いたします。 なお、 △ k W約定単価が同一の場合は、既に評価を行った約定分のみ控除△ k W約定量 としてアセスメント I の供出可能量の式から差し引きします。 △ k W約定単価が同一であるため、どちらか一方がアセスメント I 不適合となった場合 も、ペナルティ料金としてはどちらが不適合でも同等の金額になります。
30	6. 取引ガイド (三次②)	ライド	理由への記載内容を踏まえ、原案を修正案の通り修正いただきたい。 (原 案) (中略)不整合が取引会員が用いる計量器と託送供給の用に供する計量器の 計測誤差または託送供給の用に供する計量器の異常等にもとづくものと属地 エリアの一般送配電事業者が認めるときに限り(中略)	(修正案) (中略) 不を合計量供する 会員が用いる計量供する 中職が用いる計量供する 取引会とは託送機会が形態とは に供するとは託送機器の に供するとは正当者の にはするとがの 等にはするとが 地工判者 (等に 地工判者 (等に を を を を を を を を を を を を を を を を を を の	の一般送配電事業者が認めるときに	取引会員が用いる計量器の異常にもとづく不整合についても、属地エリアの一般送配電事業者が認めた場合に供出電力再算定を行う形に規定を変等にします。なお、実績データの送信漏れや通信異常時の補完漏れにもとづく不整合等について、取引会員の用いる計量器の異常であるとの申し出をいただいた場合、計量器の異常を証する書類の提出(メーカーによる修理関連書類等)を求める場合があります。
31	6. 取引ガイド (三次②)		理由への記載内容を踏まえ、原案を修正案の通り修正いただきたい。 (原 案) 取引停止となったリソースを用いた需要家リスト・パターンでの取引を再開 させる~	(修正案) 取引停止となったリ ソースを用いた発電機 または需要家リスト・ パターンでの取引を再 開させる~	発電機の取引再開する為の要件記載漏れ(取引規程本則の記載ぶりを参照)	取引規程本則第41条(アセスメント要件不適合時の対応)2項(2)に記載のとおり、発電機についても同様に実働試験を実施し、市場運営者が、その条件を満たすと判断しない限り取引を再開できません。 ご指摘を踏まえ、取引ガイド(三次調整力②)に反映いたします。
32	1. 取引規程本則	21条	事前審査における三次調整力①、の供出可能量の確認方法についてご教示いただきたい。 具体的には、当該電源等で別途電源I-a契約を締結している場合、事前審査時の性能 確認において電源I-a分は、どのように考慮されるのか?	-	現在、取引規程では上記内容について 明確となっていないため。	電源 I 契約等契約電力については、属地エリアの一般送配電事業者が所有する契約書で確認いたします。取引会員は電源 I 契約等契約電力を考慮のうえ、供出可能量の登録をお願い致します。
33	5. 取引ガイド (三次①)		現在の発電所の発電計画を提出する発電計画提出者とは別のものが取引会員になりたい場合 別のものが、発電量調整供給契約を締結し、発電計画提出者となることで市場参入は可能か。例えば、20万kWの発電所をA社が保有し、10万kWはB事業者に販売し、B事業者が発電計画を提出しているものとする。また、残りの10万kWでA社が自ら発電量調整供給契約を締結し、発電計画提出者となることでも、需給調整市場の取引会員要件を満たせるのか。	_	_	いただいたご意見のケース等の取引規程に記載のない事項で個別協議を行いたい場合は、需給調整市場の参入にあたり協議事項がございますので、属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
34	5. 取引ガイド (三次①)		「ただし、取引会員が計量単位での入札を希望する場合は、属地TSOとの個別協議により入札可否を決定します。」との記載がございますが、ユニット単位で計量を行っておらず、発電所単位で計量を行っている場合は、参入にあたっての設備投資が増加するため、個別協議において配慮をお願いしたい。また、いつ頃から協議を開始する必要があるのか、契約協議期間についてもご教示ください。	_	_	需給調整市場では、原則としてユニット単位で入札をしていただくことになります。 なお、取引規程に記載のない事項で個別協議を行いたい場合は、属地エリアの一般送配 電事業者にお問い合わせください。 また、標準の契約協議期間については3ヶ月程度としており需給調整市場の資格審査 後に契約協議を行うことにしておりますが、詳細については属地エリアの一般送配電事 業者にお問い合わせください。
35	5. 取引ガイド (三次①)		発電所内の1ユニットが、2つの事業者が各々構成する2つの発電BGに所属し、 当該ユニットの需給調整市場に関する契約を2事業者がそれぞれ締結すること は可能でしょうか。また、可能な場合における契約形態・契約内容・想定さ れる契約協議期間についてご教示下さい。	_	_	いただいたご意見のケース等の取引規程に記載のない事項で個別協議を行いたい場合は、需給調整市場の参入にあたり協議事項がございますので、属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。また、標準の契約協議期間については3ヶ月程度としており需給調整市場の資格審査後に契約協議を行うことにしておりますが、詳細については属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
36	5. 取引ガイド (三次①)	イド	事前審査時においても専用線(出力10万kW以上の発電リソース)及びTSO指令 受領設備の構築が必須であるためTSO側で実績を把握できる状況であると認識 しているが、実働試験における発電実績及び応動実績を事業者が提出する意 義についてご教示いただきたい。 また、当該提出に用いるデータについては、事業者側で測定・計算したデー タでよいのか。	-	_	実働試験は、取引会員の個別リソースの参入に対する準備であり、簡易指令・専用線問わず同等の条件で提出様式の作成・データ処理等実施していただくこととしており、事前審査におけるご負担については原則として取引会員に担っていただいております。また、ご認識のとおり、当該提出に用いるデータについては、事業者側で測定・計算したデータで問題ございません。

		450	受領データ貼付			
受付順 No	意見 対象	条番号 ガイド ページ	ご意見	具体的提案	理由	回答 (回答に記載の参照箇所は2020/12/21回答公表時点の記載箇所)
37	5. 取引ガイド (三次①)	62スラ イド	基準値の設定方法を直前計測型または事前予測型から選択するにあたり、「需要家リスト・パターンごとに異なる設定方法は選択できない」とあるが、リスト・パターンごとに設定することはできないか?	需要家リスト・パター ンごとに設定できるようにする。	基準値の設定方法については、需要家ごとに適した設置方法があると考えられ、その需要家ごとにリスト・パターンを作成することで基準値の予測特度向上に繋がると考えられるため。	需要家リスト・パターンはアグリゲータ用系統コードに紐づいております。指令・制御についてはアグリゲータ用系統コード単位とし、基準値の設定方法(直前計測型・事前予測型)と紐づけるシステムを構築しております。基準値の設定方法を需要家リスト・パターン単位とした場合、指令・制御・需要家リスト・パターン単位とした場合、指令・制御・需要家リスト・パターン単位とした場合、のまただし、以下の対応は可能と考えております。ただし、以下の対応は可能と考えております。ただし、以下の対応は可能と考えております。ただし、以下の対応は可能と考えております。しかしながら、2つのアグリゲータ用系統コードを付与することを可能といたします。しかしながら、2つのアグリゲータ用系統コード間で重複した需要リソースを用いて約定した場合、必要調整力の確保ができない處や、精等が正しく行えない處があ容為、2つのアグリゲータ用系統コード間で重複した需要リンースを用いて約定した場合、必要調整力の確保ができない處や、需要リンースを登録することは許容できかねました。本で、提案を活用いただく場合には属地エリアの一般送配電事業者にお問い合わせくだ。このアグリゲータ用系統コードに登録できるパターン数を最大10パターンから最大20パターンまで拡大いたします。
38	5. 取引ガイド (三次①)	93スラ イド	入札受付時間は実需給に対応する前週月曜日の14時から前週火曜日14時に設定されているが、入札受付時間が祝日の場合は、入札受付について配慮いただけるのでしょうか。	-	_	需給調整市場の三次調整力①は、祝日や年末年始等によらず、実需給日に対応する前週火曜日の15時までに約定処理を実施するため、前週月曜日の14時から前週火曜日14時に入札受付を行います。(取引規程第30条(入札受付時間)に基づき、市場運営者がやむを得ないと判断した場合を除く)上記入札受付時間に入札していただくようお願いいたします。
39	5. 取引ガイド (三次①)	103, 10 8スラ イド	事前予測型を選択している場合、基準値計画提出について、期限は記載頂い ていますが、提出可能となる時間はいつでしょうか?	一般的な営業日を考慮 して、基準値計画の提 出可能期間を設定頂き たい。	一般的な営業日を考慮して、基準値計 画の提出可能期間を設定頂きたいた め。	事前予測型基準値計画提出については、前週火曜日の約定処理完了後から約定した商品ブロックの開始時刻1時間前までに需給調整市場システムを通じて提出していただきます。 上記受付期間に事前予測型基準値計画を提出していただくようお願いいたします。
40	2. 取引規程別 冊(三次調整 力①)	23条1 項(4) ロ(ハ)	文頭の「場合は」の削除(誤植)	_	_	ご指摘を踏まえ、取引規程別冊(三次調整力①)に反映いたします。
41	5. 取引ガイド (三次①)	97スラ イド	三次②の約定処理実施中(14~15時)は三次①の差替えを行うことはできないとあるが、15時より前に約定処理が完了した場合は15時を待たずして差替え可能という認識でよいか。	_	_	三次調整力②の入札期間中および約定処理中は電源等の差替え機能については需給調整市場システム側でロックされます。約定処理が完了すれば15時を待たずに差替えすることが可能になります。
42	5. 取引ガイド (三次①)		約定の通知について、「約定されなかった入札分については約定結果の通知は行われません」とあるが、入札分が全て約定しなかった取引会員に対しては約定量0(または約定処理完了)の通知を行うようにしていただきたい。(今回の意見募集対象外ではあるが三次②においても同様)	ては約定量0(または		約定処理の完了については約定処理完了後に全ての取引会員に通知される予定です。 通知後に必要があれば以降の業務を実施してください。 ご指摘を踏まえ、取引ガイドを修正いたします。
43	5. 取引ガイド (三次①)		あるリソースが複数商品で約定した場合、約定料金は商品毎の内訳は通知さ れるのか。	-		約定料金については、精算額内訳書にて「系統コード単位(需要リソースの場合は、 系統コード+需要家リスト・パターン番号単位)、商品区分ごと」に通知いたします。 複数商品で約定した場合においても、上記分類により通知することになります。 なお、精算額内訳書の元データとなるコマ毎の約定料金は、パックデータとして通知い たします。
44	5. 取引ガイド (三次①)	121ス ライド	リソーストラブル時における指令対象はTSOが検討することとなっているが、 指令対象はどのように選定されるか(複数・ユニット指定など)。ユニット 指定の場合TSOが検討した以外の対象を取引会員が決めることは可能か。	-	_	リソーストラブル時の追加調達については、取引会員と属地エリアの一般送配電事業者で協議を行い、ΔkW供出量・価格等を確認したうえで、供出協力依頼を実施いたします。 属地エリアの一般送配電事業者は、需給調整市場に関する契約を締結しており、供出可能な電源の中からエリアもよW価格、必要量等を考慮して追加調達のリソースを選定させていただきますが、選定対象以外のリソースの供出を希望する場合は、属地エリアの一般送配電事業者と協議をお願いいたします。
45	5. 取引ガイド (三次①)	144ス ライド	アセスメントIIの対象外について、1ポツ目「ΔkW約定量以上の余力の部分を使用した時間を含む場合」とあるが、「ΔkW約定量以上の余力の部分を使用」とは1コマ30点のうち1点でも使用(=指令を受信)していれば、当該コマはアセスメントIIの対象外となる認識でよいか。また、ただし書きで「ΔkWの約定の範囲内で属地TSOの指令に従い実際に調整していることを確認できない場合はこの限りではない」とあるが、約定量していることを確認できない場合はこの限りではない」とあるが、約定量しあたない応動となる場合もあり得る。この場合はどのように適合・不適合の評価を行うのか。	_	-	余力の部分を使用した場合、当該30分コマは取引ガイド(三次調整力①)「2-9アセスメント I (1/7)~(6/7)」に記載のアセスメント II (7/7))」に記載のアセスメント II (7/7)」に記載のアセスメント II (7/7)」に記載のアセスメント II (7/7)」に記載のとおり、余力の部分を使用した場合も、約定量の範囲内までは需給調整市場の要件に従って応動していただき、評価いたします。 具体的には、Δ k W約定量の範囲外に上げ指令を行った場合の許容範囲は、「発電計画または合計基準値電力+Δ k W約定量の90%」以上(応動時間中は「変更前指令値→Δ k W約定量の10%」以上)として許容範囲内で応動していることを確認し、Δ k W約定量の前例。以上)として許容範囲内で応動していることを確認し、人 k W約定量の前間令値 + Δ k W約定量の10%以下)として許容範囲内で応動していることを確認いたします。 適合・不適合の判定についてはあくまで、約定量の範囲内での応動で確認いたしますので、約定量以上の応動については評価の対象にはなりません。当該内容について、より理解いただけるよう取引ガイドを修正いたします。
46	5. 取引ガイド (三次①)	144ス ライド	アセスメントⅡの対象外について、2ポツ目「ΔkWの要件を超えて指令を行った時間を含む場合」とあるが、は第26条に定める要件が対象であると思われるが具体的には何か。	-	_	アセスメント II の対象外となるΔ k W の要件を超えて指令を行った時間を含む場合の Δ k W の要件とは、取引規程別冊(三次調整力①)第26条(取引対象のΔ k W) (2)(4)に記載の指令間隔および応動時間を指し、これらを考慮しない指令をした場合を指します。 具体的には簡易指令システムに接続されたリソースの場合に、三次調整力①では指令到 達時刻の15分前、三次調整力②では指令対象30分コマに対して45分前までに指令を出さ ない場合等を指します。
47	1. 取引規程本則	18条7 項	発電機の場合は出力帯毎に区分したVI単価およびV2単価を登録する趣旨となっている点について、上げ商品としてのΔkW約定量部分のうち、当該の出力範囲において、30分値の電力量が下げ調整となる精算(V2適用)は起こり得ないと理解するが、齟齬はないか。(価格規律の議論に基づき、V1=V2との概念は理解)	-	-	取引ガイド(三次調整力①)「2-11精算 g.「需給調整市場」のみ契約している場合の下げ調整力に関する精算」に記載のとおり、三次調整力①および②では下げ△kWの調達をしないと整理されたことから、電源II契約等を締結していない場合、精算上は上げ調整電力量しか発生しないと考えられることから、V1単価で精算することを基本的な考え方としています。発電計画・基準値に一致、あるいは上げ調整に対する応事で求めている中、実績として、発電機にて発電計画より出力が低下した場合や需要家リスト・パターンにて基準値より需要が増加した場合も、需給調整市場のみに参入しているリソースに対しては、V1単価を用いて調整電力量精算を行うこととします。なお、需給調整市場システム処理上の理由によりV2単価の入力が必須となっております。
48	5. 取引ガイド (三次①)		アセスメント I にて供出可能量は電源 I ' 厳気象対応調整力契約を減じることとなっているが、厳気象期間以外は減じないことで良いか。	_		ご認識のとおり、発電リソース・需要リソース共に、端境期においては電源 I' 厳気象対応調整力契約電源等の契約電力の全量または一部を活用して需給調整市場への入札が可能となります。提供期間外を含め、電源 I' 厳気象対応調整力契約電源等により需給調整市場に入札する場合は、提供期間と提供期間外の切り替わり毎に、アセスメント I の供出可能量算定時の電源 I' 契約書控除設定を変更するため、需終調整市よステムに登録する「電源 I 契約等契約電力」の変更申込を申請いただく必要があります(年4回)。「需給調整市場入札に関する覚書」を締結していただくことになりますので、覚書に則った需給調整市場への入札をしていただくようお願いいたします。

			受領データ貼付			
受付順 No	意見対象	条番号 ガイド ページ	ご意見	具体的提案	理由	回答 (回答に記載の参照箇所は2020/12/21回答公表時点の記載箇所)
49	6. 取引ガイド (三次②)		アセスメント I にて供出可能量は電源 I ' 厳気象対応調整力契約を減じることとなっているが、厳気象期間以外は減じないことで良いか。	-	第19回需給調整市場検討小委員会に て、厳気象期間以外は△kWと重複可能 との整理がなされているため。	ご認識のとおり、発電リソース・需要リソース共に、端境期においては電源 I' 厳気象対応調整力契約電源等の契約電力の全量または一部を活用して需給調整市場への入札が可能となります。提供期間外を含め、電源 I' 厳気象対応調整力契約電源等により需給調整市場に入札する場合は、提供期間と提供期間外の切り替わり毎に、アセスメント I の供出可能量算定時の電源 I' 契約量控除設定を変更するため、需給調整市場システムに登録する「電源 I 契約等契約電力」の変更申込を申請いただく必要があります(年4回)。「需給調整市場入札に関する覚書」を締結していただくことになりますので、覚書に則った需給調整市場への入札をしていただくようお願いいたします。
50	5. 取引ガイド (三次①)		入力支援ツールで作成されたxmlファイルを需給調整市場システムに登録する際、各種xmlファイルをzip圧縮したものでも登録可能な仕様とできないか。	-	リソース数が多く、例えばGCまで変更 可能なkWh単価を登録するにしても、 一つ一つのxmlファイルを登録する手 間が膨大となるため。	需給調整市場システムについてはxml形式での登録を前提に2021年4月の運用開始に向けて作成しており、zip圧縮には対応しておりません。 需給調整市場システム運用開始以降も、ご意見等を踏まえ、必要性等を勘案しつつ、順次システム改修の検討を行っていきます。
51	6. 取引ガイド (三次②)		本ページの内容は、専用線でも簡易指令システムでも対象か。 参照先である取引規定13条において該当箇所はどこになるのか。	-	_	取引ガイド(三次調整力②)「1-2リソース等が満たすべき要件 c. 通信設備に関する要件 (4/8)」に記載の内容は専用線および簡易指令システムどちらも対象になります。取引規程上の記載は取引規程本則第13条(リソース等が満たすべき要件)(②)ハ(木)が該当箇所になります。原則、専用線オンラインで接続されたリソースの場合は電力【kW】を計測する場合のケースとなり、簡易指令システムで接続されたリソースの場合は電力量【kWh】を計測する場合を指します。
52	1.取引規程本則	13条 (2)イ (イ)	(連系線を経由して属地エリアの一般送配電事業者の系統に接続するものを除く)との記載があるが、どの様なリソースを対象としているのか。 事業者として、当該リソースが系統にどの様に連系しているかを確認する方 法は何があるのか。	-	事業者として、リソースは属地エリア の一般送配電事業者へ連系していることは託送契約になると思われるが、当 該リソースに該当するかどうかの確認 方法が不明であるため。	地理的関係から属地エリアの一般送配電事業者の系統から直接供給が困難な為、隣接 した一般送配電事業者の系統から供給しているリソースを指します。 当該リソースがどの様に系統に連系しているかは属地エリアの一般送配電事業者にお問 い合わせください。
53	2. 取引規程別冊(三次調整力①)	(1)	アセスメント I で電源 I 契約等契約電力を減じることとなっているが、電源 I ' 厳気象対応調整力契約ぶついては厳気象期間のみ適用されると認識すればよいか。	-	第19回需給調整市場検討小委員会に て、厳気象期間以外は△kWと重複可能 との整理がなされているため	ご認識のとおり、発電リソース・需要リソース共に、端境期においては電源 I' 厳気象対応調整力契約電源等の契約電力の全量または一部を活用して需給調整市場への入札が可能となります。提供期間外を含め、電源 I' 厳気象対応調整力契約電源等により需給調整市場に入札する場合は、提供期間と提供期間外の切り替わり毎に、アセスメント I の供出可能量算定時の電源 I' 契約量控除設定を変更するため、需給調整市場システムに登録する「電源 I 契約等契約電力」の変更申込を申請いただく必要があります(年4回)。「需給調整市場入札に関する覚書」を締結していただくことになりますので、覚書に則った需給調整市場への入札をしていただくようお願いいたします。
54	2. 取引規程別冊(三次調整力①)		同一リソースが9時〜12時ブロックは三次調整力①、12時〜15時ブロックは三次調整力②に約定した場合の許容範囲はどの様に算定されるのか。	_		アセスメントIIは、約定した商品(複数商品に約定している場合は、高速の商品)の商品要件にもとづいて出される指令に対し、リソースの応動が追従しているかを確認するものです。 そのため、同一の系統コードのリソースで三次調整力①・三次調整力②に連続約定した場合においても、それぞれの商品要件にもとづき許容範囲を算定いたします。 ただし、三次調整力①に約定している提供期間の前の提供期間において、三次調整力②に約定し指令を受けていた場合、三次調整力①約定プロック開始時間を到達時刻とする指令値変更が三次調整力①のの開始時間15分前までに出され、変更に伴い応動している場合、「指令値変更に伴い応動している場合、「指令値変更に伴い応動している時間」は45分間とし、許容範囲を拡張いたします。ご指摘を踏まえ、取引規程および取引ガイドを修正いたします。
55	2. 取引規程別冊(三次調整力①)		不適合が、大規模電源脱落等による周波数の変動に伴い、GF運転機能による リソースの応動が除去知れなかったために生じたと考えられるときは、取引 会員が申し出て協議を行うとあるが、取引会員が周波数変動等を把握するこ とは困難であることから、一般送配電事業者にて判定をお願いしたい。	-		以下の理由により、取引会員に判定いただくこととする為、記載については修正いたしません。 GF運転機能が有るリソースについては、属地エリアの一般送配電事業者は、第18回需 給調整市場検討小委員会資料?で決定した手法を用い、GF成分の除去をシステム的に行います。ただし大規模電源脱落などの場合、アセスメントII 不適合の要因がGF運転機能の応動であることをシステムで正しく断定することは、技術的に困難なため、一般送配電事業者では判定不可となります。現時点では、その応動を取引会員でご確認いただく必要があるため、取引会員からの申し出を必要とさせていただきます。 今後の検討に伴い、GF成分の切り分けが可能と整理されれば、一般送配電事業者で 判定することも検討させていただきます。
56	5. 取引ガイド (三次①)	133, 13 4スラ イド	(電源Ι需給バランス調整力契約は含めません)との記載があるが、ΔkWが未 約定となった電源Ιbは、BG側で発電計画をしてもよいか。	-	-	三次調整力①について、2022~2023年度は、電源I-bの広域的な公募調達により、年間を通して、必要な調整力を供出可能なリソースを確保する予定です。実需給に向けては、AkWを発動可能な状態で確保するために、週間で実需給時に調整力を供出できる状態にあるAkWを広域的に市場で取引することになります。電源I-bの広域的な公募調達方法、電源I-b調達した電源の市場への入札ルール等は、今後、検討される予定です。
57	1. 取引規程本 則	2条	取引規程第2条(29)において、発電リソースに対し、「約定した商品ブロックの1時間前から 当該約定した商品ブロック終了時刻に亘る1分発電計画電力」を提出させる 規定となっているが、 発電リソースは、発電計画に整合した基準値を提出することになっているた め、約定した商品 ブロックの1時間前の1分発電計画電力は不要ではないか。	-	発電リソースは、発電計画に整合した 基準値を提出することになっているた め。	簡易指令システムにて指令を行う発電機においては、需要リソースと同様に指令がない時間帯に、計画通りに応動し、事前に調整力を適切に供出できる状態であることを確認することから、約定ブロックの1時間前から1分発電計画電力を提出いただくよう考えておりました。いただいたご意見を踏まえ、電力広域的運営推進機関に提出される発電計画を用い計画通りの応動を確認する形に変更し、約定ブロック1時間前からの1分発電計画電力の提出は不要とし、約定ブロック3時間の1分発電計画電力を提出していただくことにいたします。 上記内容を踏まえて、取引規程および取引ガイドを修正いたします。
58	1. 取引規程本則		リソース等が満たすべき要件に関しまして、DSRが専用線を介して接続する場合、AC(アグリゲーションコーディネータ)/RA(リソースアグリゲーター)システムに関する要件(セキュリティ等)は、同じ商品区分に算入する際には、簡易指令システムを介して接続した場合と同等と理解してもよいのでしょうか。	-	-	DSRが専用線を介して接続した場合のACシステムのセキュリティ要件は、専用線を介して接続した発電機と同様に「電力制御システムセキュリティガイドライン」に準拠していただきます。